



特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第6423010号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

酸水素発生装置及び酸水素ガス製造方法

特許権者
(PATENTEE)

ブルガリア共和国 12 ボヤンスカ レカ
エステーアール、1616 ソフィア
国籍 ブルガリア共和国
ハイドロジェニカ コーポレーション
リミテッド

発明者
(INVENTOR)

ボズヒロフ、アンゲル、イヴァノフ
タバコフ、ボヤン、ミルチェフ

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2016-570255

出願日
(FILING DATE)

平成26年 8月15日(August 15, 2014)

登録日
(REGISTRATION DATE)

平成30年10月26日(October 26, 2018)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成30年10月26日(October 26, 2018)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

宗像直子



特許証送付先

住所

〒162-0826

東京都新宿区市谷船河原町9番地1 NBC

アネックス市谷ビル6階

氏名

新保 斉

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第6423010号

登録日 平成30年10月26日

出願番号 特願2016-570255

出願日 平成26年8月15日

請求項の数 5

納付年分 第3年分まで

受領金額 9,300円

受領日 平成30年10月17日

重要

特許料の納付について

特許料納付期限日

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）

- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- 納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- 追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。

- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ
<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

納付年分	納付期限日
第4年分	平成33年(2021年)10月26日
第5年分	平成34年(2022年)10月26日
第6年分	平成35年(2023年)10月26日
第7年分	平成36年(2024年)10月26日
第8年分	平成37年(2025年)10月26日
第9年分	平成38年(2026年)10月26日
第10年分	平成39年(2027年)10月26日
第11年分	平成40年(2028年)10月26日
第12年分	平成41年(2029年)10月26日
第13年分	平成42年(2030年)10月26日
第14年分	平成43年(2031年)10月26日
第15年分	平成44年(2032年)10月26日
第16年分	平成45年(2033年)10月26日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室 (代表)
電話 03(3581)1101
特許担当 内線 2708